

いなぎコミュニティビジネスクラブ運営及び会員規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本団体は、正式名称を「いなぎコミュニティビジネスクラブ」、通称を「ICBC」と称する（以下「本団体」とする）。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は、東京都稲城市に置く。

(目的)

第3条 本団体は、稲城市を中心としたコミュニティビジネスや地域ビジネスの実践者、地域・ビジネスに興味を持つ人、その支援者間の交流と学習を促進することを通じ、稲城市とその周辺地域が輝く街となることを会の目的とする。

(活動)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員を対象とした各種セミナーの開催
- (2) 会員相互の情報交換、交流及び親睦に関する活動
- (3) 上記活動のために必要な情報発信活動
- (4) その他目的達成に必要な活動

(事業年度)

第5条 本団体の事業年度は、毎年6月1日より翌年5月末日までとする。

第二章 会員

(会員)

第6条 本団体は会員をもって構成する。

第7条 会員は、本団体が主催し提供する活動に参加すること、および活動内で参加者との交流を図ることができるものとし、その活動への参加、参加者との交流においては本運営及び会員規約を遵守するものとする。

(入会)

第8条 本団体の会員となるには、本団体の目的に賛同すること、および本団体所定の様式による申込みをし、幹事会の承認を得るものとする。

(会員の種別及び会費の納入)

第9条 会員は次の4種とし、それぞれの定める年会費を納入しなければならない。

- | | | |
|-------------|-----|---------|
| (1) 無料メール会員 | 年会費 | 無料 |
| (2) 有料個人会員 | 年会費 | 3,000円 |
| (3) 有料法人会員 | 年会費 | 10,000円 |
| (4) 学生会員 | 年会費 | 500円 |

2. 会費は幹事会の決議により定めるものとする。
3. 既納の会費はいかなる事由があっても、これを返納しない。

(除名)

第10条 本運営規約を遵守しないとき、若しくは次の各号の一に該当する行為を行った場合には、幹事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 他の会員、本団体の運営者に対し、意見を越えた否定的発言を繰り返す行為、及び本団体の名誉を毀損する行為
- (2) 本団体の運営を妨げる行為またはその恐れのある行為
- (3) 本団体に対する虚偽の申告または届出
- (4) 他の会員に対して宗教、ビジネス等の団体、その他勉強会等への執拗な勧誘行為
- (4) その他、本団体が不適切と判断する行為

(退会)

第11条 会員は、退会届を代表幹事に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員は、前条の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。但し、会員が法人の場合は法人について各号に該当するかを判断し、6号においては法人の役員について該当性を判断する。

- (1) 死亡または解散したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 会員の過半数が同意したとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、その他一切の法的倒産手続の申立てがあったとき
- (6) 反社会的勢力等に該当するに至ったとき
- (7) 会費の納入が必要な会員について、会費が1年以上納入されなかったとき

8、 本団体において、反社会的勢力等とは次の各号に該当する者とする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる団体と関係を有する個人または法人
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる団体と関係を有する個人又は法人
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる個人または団体と関係を有する個人または法人
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる個人または法人と関係を有する個人または法人

（会員資格の有効期間）

第13条 会員の資格及び登録、及び会費の有効期限は、本団体が会員に対して入会申込みを承認通知してから進行中の事業年度末日までとする。

2. 有効期限満了日の1ヶ月前までに、本団体の事務局に対して、特段の意思表示がない場合には、本規約に基づく会員資格、及び連携団体の登録の有効期間を1年間自動更新するものとする。

（通知及び連絡先）

第14条 会員は、入会申込時に、名称（氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先情報を本団体に登録するものとする。登録した情報に変更があった場合は、速やかに本団体の事務局に対して通知するものとする。ただし、会員が当該通知を怠ったことにより、会員が不利益を被った場合は、本団体はその責任を一切負わない。

（会員名簿）

第15条 本団体は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し管理する。

(個人情報の取扱)

第 16 条 本団体は、会員の個人情報を適切に管理する。

2. 会員は、本団体に登録した個人情報を次の目的で利用することに同意したものと
する。

- (1) 本団体に関する情報提供に関する案内または依頼のため
- (2) 会員内へ開示する会員一覧等への記載のため
- (3) 会員への会費に関する確認のため

第三章 幹事会

(幹事会)

第 17 条 本団体は運営主体である幹事会によって企画運営される。

2. 幹事会は代表幹事の招集により開催される。

(幹事)

第 18 条 幹事会は幹事より構成される。

2. 幹事の任期は 1 事業年度とし、継続年数の制限はつけない。

3. 幹事は、本団体の目的の達成に向け主体的な活動を行うことが求め
られる。

4. 幹事は幹事会にて幹事の互選によって決定する以下の役位にて構成
される。

- (1) 代表幹事 1 名
- (2) 会計幹事 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 1 名

(幹事の選出)

第 19 条 新任幹事は、会員の中から代表幹事が候補者を推挙し、幹事会の
過半数の承認により選出される。

(幹事の退任)

第 20 条 幹事は、退任の 2 か月前までに退任届を代表幹事に届け出ること
により、任意に退任することができる。

(幹事の解任)

第 21 条 本運営規約を遵守しないとき、若しくは次の各号の一に該当する
場合には、幹事会の決議によって当該幹事を除名することができる。

- (1) 本団体の名誉を毀損する行為

- (2) 本団体の運営を妨げる行為またはその恐れのある行為
- (3) 本団体に対して虚偽の申告または届出
- (4) その他、本団体が不適切と判断する行為
- (5) 会員の資格を喪失したとき

(決議)

第 22 条 幹事会の決議は幹事の合議により決定する。

2. 合議で結論に至らない場合は、代表幹事の判断に一任する。

第四章 事業報告

(事業報告)

第 23 条 幹事会は会員に対し毎事業年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受けた事業報告を行う。

(報告内容)

第 24 条 事業報告は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) その他重要な事項

(報告方法)

第 25 条 事業報告は、ホームページ上への記載をもって行う。

2. ホームページ記載後、速やかに会員に対しメール等でその通知を行う。

第五章 解散

第 26 条 本団体は、次の事由によって解散する。

- (1) 幹事会での決議
- (2) 破産手続き開始の決定
- (3) 法人化する場合

第六章 運営規約及び会員規約改定

第 27 条 本運営規約及び会員規約は、幹事会の決定をもって改正することができる。

第七章 補則

第 28 条 本運営規約の施行に関し必要な事項は、幹事会の承認を得て代表幹事が定める。

第八章 附則

第 29 条 本運営規約は、2019 年 6 月 1 日をもって施行する。

(以上)